

4月13日は愛知県議会議員選挙 4月27日は安城市議会議員選挙 の投票日

これからの4年間の県政・市政を任せる、わたしたちの代表を選ぶ大切な選挙です。尊い一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

政見を知ろう

市議選については、選挙公報を発行します。選挙公報をよく読み、候補者をよく知り、よく考えて、自分

の意思で悔いのない一票を投じましょう。

今回の選挙で投票できる人は？

◆**県議選** 昭和58年4月14日以前に生まれた人で、今年1月3日以前に住民票が作成され、または転入届を出し、引き続き投票日まで市内に住んでいる人

※昨年12月13日以降に県内の他の市町村へ転出した人で、新住所の選挙人名簿に登録されていない人は、新住所の市区町村長が発行する居住証明書（無料）をお持ちになれば、本市の旧住所の投票所で投票できます。

逆に、今年1月4日以降に県内の他の市町村から転出した人は、旧住所で投票していただくこととなります。この場合も安城市長の居住証明書が必要となります。市民課または各支所出張所の窓口へ申し出てください。なお、これらの人は、あらかじめ手続きをすれば、不在者投票をすることもできます。

◆**市議選** 昭和58年4月28日以前に生まれた人で、今年1月19日以前に住民票が作成され、または転入届を出し、引き続き投票日まで市内に住んでいる人

※安城市から他の市町村へ転出した人は投票できません。

入場券は郵送します

1通につき4人分までの入場券が付いています。切り取り線に沿って切り離し、1人1枚ずつ持って投票所へお出かけください。

投票は入場券に書いてある投票所で

市内に45か所の投票所を設けます。あなたの投票所は、入場券に書いてある場所です。それ以外の投票所では投票できませんので、入場券をよく確かめてお出かけください。入場券は、投票日の3日ぐらい前までにお届けします。選挙資格のある人で入場券の届かない人は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。入場券が届いた人でも、投票日までに選挙権がなくなるとはなりません。

投票の仕方は？

投票所の受付に入場券をお出しください。選挙人名簿との対照が終わると投票用紙をお渡しします。記載の氏名掲示をよく確かめ、お間違いないよう候補者の氏名をはっきりと書いて、投票箱に投かんしてください。

◆こんな投票方法もあります

●**代理投票** 手にけがをした、目が不自由などの理由で、字が書けない

県議選は4月4日から 市議選は4月20日から

投票日に、投票所に出かけることができないと見込まれる人は、不在者投票ができます。

不在者投票の期間は、告示日から投票日前日まで。今回の県議選は4月4日(金)から12日(土)まで、市議選は4月20日(金)から26日(木)までです。できるだけ早めに、入場券を持って、市役所第23会議室（北庁舎7階、南部支所、桜井支所及び北部出張所の不在者投票会場へお出かけください。

投票できる時間は、土・日曜日も含め、午前8時30分から午後8時までです。ただし、4月12日(土)・26日(土)の南部支所、桜井支所及び北部出張所については午後5時までです。

■不在者投票のできる人

①投票日に仕事（自営業を含む）や、本人または親族の冠婚葬祭の予定がある人 ②レジャーや買い物などの私用で、投票日に投票区内にいない人 ③病

不在者投票はお早めに

気、負傷、出産のため投票日に歩行が困難な人 ④投票日まで県内の他の市町村へ転出し、まだ4か月を経過していない人（県議選のみ可） ⑤指定病院、指定老人保健施設、指定老人ホームに入院中または入所中の人（その場所です）

■市外に滞在中の人も可能です

市外に滞在中でも、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会にその旨を申請すれば、滞在中の市

区町村の選挙管理委員会が不在者投票ができます。希望する人は、早めに申し出てください。

■体の不自由な人は郵便でも

身体に重度の障害があつて投票所へ行くことができない人は、郵便による不在者投票制度を利用することにより、自宅などで投票することができます。

●該当になる人

自書できる人で、次の条件にあてはまる人 ※郵便による代理投票はできません。

①身体障害者手帳を持っている人で、両下肢・体幹・移動機能の障害が1級か2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級か3級の人 ②戦傷病者手帳を持っている人で、両下肢・体幹の障害が特別項症から第2項症まで、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が特別項症から第3項症までの人

●郵便投票証明書が必要で

郵便による不在者投票を行うには「郵便投票証明書」が必要ですが、あらかじめ市選挙管理委員会へ交付の申請をしてください。申請には、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちください。申請手続きは代理の人でもできます。交付された郵便投票証明書は、7年間有効ですので、大切に保管してください。

なお、すでに郵便投票証明書を持っている人は、県議選については4月9日(木)までに、市議選については4月23日(木)までに証明書を添えて投票用紙の請求をしてください。

ときは、係員が代わって書きます。投票所の受付でお申し出ください。

●**点字投票** 視覚障害のある人で点字のできる人は点字投票ができます。点字器と点字投票用紙は投票所に用意してあります。

■**こんな投票は無効に**

①定められた投票用紙以外の紙を使ったもの ②候補者以外の氏名を書いたもの ③2人以上の候補者名を書いたもの ④候補者名のほかに余分なことを書いたもの ⑤誰に投票したか分からないもの

◆**開票は午後9時30分から市体育館で**

即日開票で、投票日の午後9時30分から市体育館で行います。参観を希望する人はお越しください。

投票所になつている 公共施設は臨時休館します

投票日は両日とも、桜井公民館・桜井児童センター、安祥公民館、東部公民館、西部公民館、中部公民館・中部児童センター、二本木公民館・二本木児童センター及び安祥閣が投票所になりますので、臨時休館します。また、昭林公民館については、ホールと音楽室のみ利用できません。

